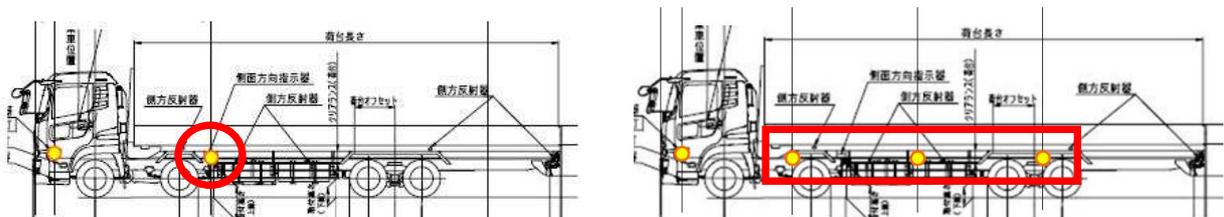


「3-1. 大型車側面方向指示器(UN-R48 関係)」

- 適用範囲
 - 車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。以下、「大型貨物自動車等」という。)
- 改正概要
 - 現在、大型車による巻き込み事故防止の観点から、大型貨物自動車等の両側面の中央部に備え付ける方向指示器(中間サイドターン)の技術要件を規定し、その装備義務を一律に課している。
 - 大型車の側面に備え付ける方向指示器(CAT5 方向指示器)に係る取付け方法や明るさ等の技術要件(UN-48)を踏まえ、中間サイドターンと CAT5 方向指示器の少なくともどちらかを装備する義務を課すよう改正を行う。



中間サイドターン(左)と CAT5 方向指示器(右)

- 改正時期
平成 27 年 10 月(予定)
- 適用時期
新 型 車:平成 27 年 10 月(予定)
継 続 生 産 車:平成 27 年 10 月(予定)